

平成27年6月10日

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の開催について

1. 趣 旨

リコール隠しや食品偽装など消費者の信頼を裏切る不祥事の多くが、事業者内部からの通報を契機として明らかになったことから、通報者の保護を図るとともに、事業者等の法令遵守を図ること等を目的として、公益通報者保護法が制定された（平成16年6月成立、平成18年4月施行）。

事業者内部をはじめ、様々な通報先における適切な通報処理体制の整備・運用が進むことは、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営の推進に寄与するなど、その組織自身の利益、企業価値の向上にもつながるとともに、社会全体の利益を図る上でも重要な意義を有している。

しかし、制度の認知度は十分とはいえず、通報に適切に対応することの意義が十分理解されているとは必ずしもいえないほか、通報に係る紛争等も発生している状況にある。

こうした状況も踏まえ、消費者庁では、公益通報に関する実情・実態を詳細に把握するため、様々な立場の有識者・実務家等から御意見を伺う「公益通報者保護制度に関する意見聴取（ヒアリング）」を平成26年度に実施してきた。

平成27年度には、意見聴取の結果等を踏まえ、公益通報者保護制度の実効性向上のための方向性について検討する。（委員は別紙のとおり）

2. 主な検討項目（予定）

- （1）事業者等の通報処理体制の整備促進・支援策
- （2）公益通報者保護制度の課題・論点の整理 等

3. スケジュール（予定）

平成27年6月より、月1回程度開催し、平成27年度中を目途に検討結果を取りまとめる予定。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課（担当：大友、渡邊）

TEL：03（3507）8800（内線2120、2091）

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」委員名簿

[敬称略、五十音順、座長：○]

- | | | | |
|---|------|-------|--|
| | いで | ひろひこ | |
| | 井手 | 裕彦 | 読売新聞大阪本社編集局編集委員、羽衣国際大学客員教授 |
| ○ | うが | かつや | |
| | 宇賀 | 克也 | 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授 |
| | かわしま | ちひろ | |
| | 川島 | 千裕 | 日本労働組合総連合会総合政策局長 |
| | きたしろ | かくたろう | |
| | 北城 | 恪太郎 | 公益社団法人経済同友会終身幹事、日本アイ・ビー・エム株式会社相談役 |
| | くしおか | ひろあき | |
| | 串岡 | 弘昭 | 通報経験者 |
| | こうぜん | こういち | |
| | 光前 | 幸一 | 弁護士 |
| | こんの | ゆり | |
| | 今野 | 由梨 | 東京商工会議所特別顧問、ダイヤル・サービス株式会社代表取締役社長 |
| | しまだ | よういち | |
| | 島田 | 陽一 | 早稲田大学副総長・法学学術院教授 |
| | つちだ | あつこ | |
| | 土田 | あつ子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会消費生活研究所主任研究員 |
| | はいし | のりひこ | |
| | 拝師 | 徳彦 | 全国消費者行政ウォッチねっと事務局長、弁護士 |
| | ますだ | じゅん | |
| | 升田 | 純 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| | みずお | じゅんいち | |
| | 水尾 | 順一 | 一般社団法人経営倫理実践研究センター首席研究員、駿河台大学経済経営学部教授 |
| | やまぐち | としあき | |
| | 山口 | 利昭 | 弁護士、日本内部統制研究学会理事 |
| | わかすぎ | たかあき | |
| | 若杉 | 敬明 | 東京大学名誉教授、日本コーポレート・ガバナンス研究所所長 |